

聖泉大学ハラスメント防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、聖泉大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応について必要な事項を定め、学生及び教職員等が個人として尊重され、修学及び就労ができるよう快適な環境を醸成し、維持することを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）を対象とする。

- (1) 本学学生等（学生、大学院生、研究生、聴講生、科目等履修生及び各種講座受講生）
- (2) 本学教職員等（専任教職員、特別任用教育職員、特別任用事務職員、非常勤講師、準職員）
- (3) その他、継続的に本学の教育研究に関わる者（研究員、課外活動指導者等）

(定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは、他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の人権を侵害し、学生生活環境、教育研究環境、職場環境等を悪化させることをいい、次の3つのハラスメントを総称するものとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント

ア 地位及び権限を利用し、相手への利益の提供又は相手が不利にならないための代償として、相手の意に反して性的要求をすること。

イ 学生生活環境、教育研究環境、職場環境等を悪化させる性的な言動を行うこと。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その地位及び職権を利用し、相手の意に反した社会通念上不適切な言動を行い、相手の学習意欲、教育研究意欲を低下させること、又は学生生活環境、教育研究環境を悪化させること。

(3) パワー・ハラスメント

職務上、優位的立場にある者が、その地位及び権限を利用し、相手の意に反した社会通念上不適切な言動を行い、相手の就労意欲を低下させること、又は職場環境を悪化させること。

(4) 妊娠、出産及び育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する制度又は措置の利用を阻害し、他の構成員に就業上又は修学上の不利益、損害等を与える言動並びに妊娠・出産等に関する嫌がらせ等により、相手方に身体的若しくは精神的苦痛若しくは不利益を与え、または教育上、研究上および就労上の環境を悪化させること。

(対象とするハラスメントの範囲)

第4条 この規程が対象とするハラスメントは、勤務時間内及び本学校舎内に限定しない。

2 被害者又は加害者の一方が本学の構成員でない場合、本学の教育研究活動に影響を及ぼす事案については、この規程を準用する。

(本学の責務)

第5条 本学は、第1条の目的を達成するため、構成員に対し必要な教育及び啓発活動を行い、快適な環境で修学及び就労できるよう努め、ハラスメントに関する事案が発生した場合には、適切な対応をしなければならない。

2 本学は、ハラスメントの事案に関わった人のプライバシー、名誉その他の人権が不当に侵害されることのないよう守秘義務を徹底しなければならない。

(本学の構成員の責務)

第6条 本学の構成員は、快適な修学及び就労環境を醸成するために、次の各号に定める責務を負うものとする。

- (1) 教育、研究及び業務のあらゆる場面で相手方の人権を尊重すること。
- (2) ハラスメントが、行為者の意図に関わらず、相手方の受け止め方によるものであることを十分理解し、ハラスメントと受け止められかねない言動を行わないこと。
- (3) ハラスメントの防止に積極的に努め、ハラスメントのない環境を醸成し維持すること。
- (4) ハラスメントの事案が発生したときには、解決に向けて協力すること。

(ハラスメント防止委員会)

第7条 本学は、第1条の目的を達成するため、本学にハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

- 2 防止委員会は、ハラスメントの事案に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置き、必要に応じてハラスメント調停員（以下「調停員」という。）及びハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
- 3 前2項にかかる組織及び運営等については、別に定める。

(ハラスメントに関する相談及び申し立て)

第8条 本学の構成員は、ハラスメントの被害を受けたときには、本学の相談員に相談することができる。

- 2 本学に勤務する者は、ハラスメントの被害を受けたときには、本学の相談員に相談することができる。
- 3 前2項の相談は、匿名で行うことができる。

4 相談者は、相談によって問題が解決できない場合には、防止委員会に意見通知、調停又は調査の申し立てをすることができる。

5 相談者は、前項にかかる申し立てを所定の様式により行うものとする。ただし、申し立ては匿名で行うことはできない。

(ハラスメントの解決の手順)

第9条 この規程で定めるハラスメントの解決方法は、次の各項に定めるものとする。

1 相談

(1) 相談とは、ハラスメントを受けたと訴えてきた者（以下「相談者」という。）から、事情を聴取し、解決のための手順及び手続き等について助言をしながら問題の解決を図ることをいう。

(2) 相談は、相談員が原則として複数で対応しなければならない。

(3) 相談者は、相談員が認めた場合には、相談員との面談に家族、友人又は教職員を1名付添わせることができる。

(4) 相談員は、相談の事案について防止委員会に報告する。

2 意見通知

(1) 意見通知とは、前項に定める方法によって問題を解決することができないときに、ハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）に苦情の内容を通知することにより解決を図ることをいう。

(2) 意見通知は、相談者から申し立てがあり、防止委員会が必要と認めた場合に、防止委員長又は防止委員長が指名する相談員（以下「相談員等」という。）が行う。

(3) 意見通知は、必ず複数の相談員等で行う。

(4) 意見通知の際は、相手方の事情も聴取するものとする。

(5) 相談員等は、意見通知の結果を防止委員会及び相談者に報告する。

3 調停

(1) 調停とは、防止委員長から指名された調停員が相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図ることをいう。

(2) 調停は、相談者から申し立てがあり、防止委員会が必要と認め、かつ相手方の同意があった場合に開始する。

(3) 調停は、調停員、相談者及び相手方の三者が同席する方法又は調停員が間に入り直接は相対しない方法、若しくはその併用によって行う。

(4) 調停は、以下のときに終了する。

ア 相談者及び相手方が調停案を受け入れたとき

イ 相談者又は相手方が調停の打ち切りを希望したとき

ウ 相当期間内に調停案に合意する見込みがないとき

- (5) 調停により合意したときは、相談者、相手方及び調停員で合意内容を文書で確認する。
- (6) 調停員は、調停の結果を防止委員会に報告する。

4 調査

- (1) 調査とは、ハラスメントの事実を確認するための調査を行うことをいう。
- (2) 調査は、以下のときに行う。
 - ア 相談者から申し立てがあり防止委員会が必要と認めたとき
 - イ 相談者から申し立てはなされていないが、当該事案が重大で防止委員会が必要と判断したとき
- (3) 調査は、防止委員長が指名した者で構成する調査委員会が行う。
- (4) 調査委員会は、事案に関わる事実とハラスメントにあたるかどうかの意見を付した調査報告書を作成する。
- (5) 調査報告書の内容は、調査委員会委員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは委員長がこれを決定する。
- (6) 調査委員会委員長は、調査の結果を防止委員会に報告する。

(緊急時における対応)

第10条 防止委員会委員長は、緊急を要する場合には、学長と協議のうえ、相談者の安全確保のための措置をとることができる。

(申し立て期限)

第11条 防止委員会への相談及び申し立ては、ハラスメントが行われたときから2年以内に手続きをとらなければならない。

(ハラスメントの認定又は不認定)

第12条 防止委員会は、調査委員会から調査報告書の提出があった場合には、審議を行いハラスメントの認定又は不認定を行わなければならない。

2 ハラスメントの認定は、防止委員会委員の過半数の同意を必要とする。

(認定の通知)

第13条 防止委員会委員長は、ハラスメントの認定をした場合には、調査結果及び防止委員会の判断を学長に報告しなければならない。

2 学長は、関係者の処分が必要と判断したときには、当該関係者が学生の場合は大学等の学則に基づき厳正な処分を講ずるものとし、教職員の場合は就業規則による懲戒手続きに付すものとする。

3 学長は、相手方が第2条に該当しない者である場合には、相手方が所属する組織に申

し入れを行う。

(是正の勧告)

第14条 防止委員会は、ハラスメントの認定をした場合には、相手方に言動の是正を勧告することができる。

(相談者及び相手方への対応)

第15条 防止委員会は、ハラスメントの調査結果及び防止委員会の判断を相談者及び相手方に通知しなければならない。

(不服申立)

第16条 相談者又は相手方は、ハラスメントの認定又は不認定について不服がある場合には、通知を受けた日から30日以内に防止委員会に不服の申し立てをすることができる。

2 防止委員会は、不服の申し立てについて、受理又は棄却を決定し、受理したときには再調査又は再審議を行う。

3 防止委員会は、再調査又は再審議を行うことを決定した場合には、相談者及び相手方に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

4 防止委員会は、再調査をするときには、当該事案に関わった調査委員会の委員の全員を入れ替える。

(ハラスメントの事案の公表)

第17条 防止委員会は、ハラスメントの事案について、原則として公開しない。

2 防止委員会は、再発防止上必要と判断した場合は、当該事案の関係者のプライバシー、名誉及びその他の人権に配慮した上で、公表することができる。

(代理人及び補佐人の同席禁止)

第18条 相談者及び相手方は、相談、意見通知、調停及び調査の際に、代理人及び補佐人を代理出席又は同席させることはできない。

(守秘義務)

第19条 防止委員会委員、相談員、調停員、調査委員会委員は、ハラスメントの事案に係って職務上知り得た事項を、他に漏らしてはならない。

2 ハラスメントの事案の関係者は、調査に協力する過程で知り得た内容を他に漏らしてプライバシーを侵害することのないよう配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 ハラスメントに関する相談、申し立て、当該事案に関する調査の協力及びその他

ハラスメントの防止に関して正当な対応をした者に対して、このことをもって何らかの不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽証言の禁止)

第21条 本学の構成員は、虚偽の申し立てや証言をしてはならない。

(報復の禁止)

第22条 防止委員会は、相手方から相談者、防止委員会委員、相談員、調停員、調査委員会委員及びその他関係者に対する報復禁止の誓約書の提出を求めることができる。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 5 日から施行する。